

山口県報

令和元年
7月19日
(金曜日)

目次

○告示

指定施業要件の変更予定保安林(山口市)(森林整備課)……………一
 指定施業要件の変更予定保安林(岩国市)(森林整備課)……………一
 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(漁港漁場整備課)……………二
 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)……………三
 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課)……………四
 ○公告

家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報(畜産振興課)……………四
 建設業の営業の停止命令(監理課)……………五
 ○公安委公告

一般競争入札の実施……………五



山口県告示第九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

令和元年七月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件(昭和六十年農林水産省告示第千四百四十号(三)に係るもの)

限る。)、保安林の指定をする件(昭和六十年農林水産省告示第千六百六十七号(二)に係るものに限る。)、保安林の指定をする件(昭和六十二年農林水産省告示第千七百五十五号(三)に係るものに限る。)、保安林の指定をする件(昭和六十二年農林水産省告示第千二百六十七号(二)に係るものに限る。)、及び保安林の指定をする件(昭和六十三年農林水産省告示第千六百八十三号(一)に係るものに限る。)(に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

山口市秋穂東字赤崎四四〇の一、四四一、四四二、字小浜山四九七の一、字上田六四〇の一三から六四〇の一五まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第九十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

令和元年七月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩国市錦町広瀬字木地屋四六〇二の一から四六〇二の七まで、四六〇六、四六〇八、四六〇九の一、四六〇九の二、四六一一の一、四六四四、四六四五、一一四五二の一、一一四五三の二、字水ノ尾一一四二八の一〇、一一四三〇の一、字させぶ谷一一四二九の一、字長尾峰一一四三一の一、一一四三一の三から一一四三一の五まで、字小足谷一一四三二の一、字小はぎ谷一一四三二の二、一一四三二の三、字地吉谷一一四三四の一、字弥左衛門谷一一四三五の一、一一四四二、字清水ヶ浴一一四三七の一、一一四三八の一、字すげ切石床一一四三七の三、字焼尾岳ヶ一一四四三の一、一一四四三の二、字焼下り一一四四五の六、字平家ヶ岳一一四四六の一、一一四四六の二、字登り尾こふらがしら一一四四七の一、一一四四七の六六、一一四四七の六七、字大西谷一一四四七の七〇、一一四四七の七二、字扇谷一一四四九

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩国市錦町広瀬字梶畑谷一一四二八の二、一一四二八の三、字させぶ谷一一四二九の二、一一四二九の五から一一四二九の二二まで、字大足谷一一四三〇の二、一一四三〇の六、一一四三〇の七、字長尾峰一一四三二の二、字すげ切石床一一四三七の

二、字大西谷一一四五〇の一、一一四五〇の三、一一四五〇の五、字小西谷一一四五

一の一 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第九十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、下関漁港特定漁港漁場整備工事(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和元年七月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 下関漁港特定漁港漁場整備工事(第一工区)

(一) 工事場所 下関市彦島西山町四丁目地先

(二) 工事の概要

工 種	数 量
本体工(ケーソン製作・運搬)	十函 <small>か</small>
裏込工	三、六八〇立方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の令和元年七月十八日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県下関水産振興局 下関市大和町一丁目一六番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

令和元年七月二十二日から同年八月九日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

令和元年八月二十一日までに発送する。
その他

この審査についての問合せは、山口県下関水産振興局（電話〇八三一二六六一二一四一）にすること。

山口県告示第九十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

令和元年七月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

豊城町(1)地区

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	町 名	地 番	標 柱 番 号
下 関 市	長 府 町	三八の一四	一号
	長 府 町	三七の二	二号
	松 小 田 南 町	五四八の一九	三号
		三七の七	四号
		三七の七	五号
		三七の一〇	六号
		三七の八	七号
		三七の一〇	八号
		三七の一〇	九号
		三七の九	十号
	長 府 豊 城 町	三三七の三四	十一号
		三三七の三四	十二号

山口県告示第百号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和元年七月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 埋立区域

(一) 位置

1 第一区

下松市大字笠戸島字大松ヶ浦七三六の二から同大字字江ノ浦七〇八の九に至る土地の地先公有水面

2 第二区

下松市大字笠戸島字江ノ浦七〇八の九から同字七〇八の一に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

1 第一区

次の1の地点から3の地点までを順次結んだ線、3の地点と4の地点を結ぶ昭和四十八年二月九日付け指令港湾第九九六号でしゅん功認可された埋立地(以下「昭和四十八年埋立地」という。)と公有水面との境界線(D・L・十三・六〇メートル)及び1の地点と4の地点を結ぶ平成二十七年春分の満潮位(D・L・十三・五二メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

2 第二区

次の5の地点と6の地点を結んだ線、6の地点と7の地点を結ぶ昭和三十八年十一月五日付け指令港湾第一四一九号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L・十三・五〇メートル)、7の地点と8の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線及び5の地点と8の地点を結ぶ昭和四十八年埋立地と公有水面との境界線(D・L・十三・六〇メートル)に囲まれた区域

1の地点 下松市大字笠戸島字笠戸島の白浜山三等三角点(北緯三三度五七分二四・九五〇秒東経一三一度五一分一九・二七〇秒)(以下「基準点」という。)

から二三九度二七分四一秒一〇九四・五五メートルの地点

2の地点 1の地点から九四度三八分五〇秒一三九・三三メートルの地点

3の地点 2の地点から四度三七分四一秒四九・六六メートルの地点

4の地点 3の地点から一六三度〇〇分三三秒八六・二八メートルの地点

(二)

面積

1 第一区

七、五七四・九二平方メートル

2 第二区

九一八・一九平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成二十八年二月二十六日 指令平二七港湾第四九一号

三 関係図書を閲覧できる市町

下松市

四 認可を受けた者

下松市大字笠戸島二九番地一二〇

株式会社新笠戸ドック

代表取締役社長 檜垣 幸人

五 認可の年月日

令和元年七月十日



(六七) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。

令和元年七月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明書番号	名	前	品 種	生年月日	産 地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
一一二二二五 八八七九三	竜吉		その他	平成二〇、 三、二〇、 五	山口県	級外	萩市見島 多田一馬

三一九〇四〇〇 一〇〇四〇〇	D二二一一	平成三〇、 五、一八	宮城 県	〃	岩国市錦町宇佐郷 ブライフリース株式 会社 山口 A I セン ター
-------------------	-------	---------------	------	---	---

(六八) 建設業の営業の停止命令

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、建設業の営業の停止を命じました。

令和元年七月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 処分をした年月日

令和元年六月十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 福谷産業株式会社

主たる営業所の所在地 周南市岐南町八番三二号

代表者の氏名 福谷 光恭

許可番号 山口県知事許可（特一ニ八）第五九三五号

三 処分の内容

(一) 停止を命じた営業の範囲

土木工事業の営業であつて、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第五号に規定する公共法人又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者であるもの

(二) 営業の停止の期間

令和元年六月二十六日から令和二年六月二十五日まで

四 処分の原因となつた事実

前代表取締役が、刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六第一項の罪により、平成三十一年三月七日に山口地方裁判所から懲役一年六月（執行猶予三年）の判決を受け、その刑が確定し、このことが法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。

公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和元年七月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称

電気

(二) 物品等の予定数量

二百九万キロワット時

(三) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期間

令和元年十月一日から令和四年九月三十日までの間

(五) 納入場所

山口県岩国警察署

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十九年山口県告示第二百三十七号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れ



の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成三十一年山口県告示第二十二号）に基づく資格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び支払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(五) 令和元年七月十九日から同年八月二十九日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

岩国市麻里布町六丁目一五番二〇号 山口県岩国警察署

四 入札説明書及び仕様書の交付

令和元年七月十九日から同年八月二十八日までの午前九時から午後五時までの間、山口県岩国警察署会計課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県岩国警察署

(三) 受領期限

令和元年八月二十九日正午（入札書を持参する場合は、令和元年八月二十九日午後三時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

岩国市麻里布町六丁目一五番二〇号 山口県岩国警察署一階会議室

(二) 日時

令和元年八月二十九日午後三時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県岩国警察署長 小泉 修

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和元年八月八日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県岩国警察署会計課（電話〇八二七―二四一〇一）に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Finance Division, Yamaguchi Prefectural Iwakuni Police Station

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity, 2.09 million kWh.

(3) Delivery period: From October 1, 2019 to September 30, 2022

(4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Iwakuni Police Station, 6-15-20 Marifunachi, Iwakuni City

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Finance Division, Yamaguchi Prefectural Iwakuni Police Station, 6-15-20 Marifunachi, Iwakuni City (Tel. 0827-24-0110)

(6) Time-limit for tender: 12:00 Noon August 29, 2019

(In case of bringing a tender: 3:00 P.M. August 29, 2019)